

消防用設備等の工事に関する取扱要領

1 目的

この要領は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。）第36条の2第1項に掲げる消防用設備等以外の消防用設備等で、この要領に定める消防用設備等について軽微な工事の範囲を定め、軽微な工事に該当するものにあつては「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付け消防予第192号通知）を準用して、次により取り扱うことができるものとする。

2 用語の定義

(1) 軽微な工事

2「用語の定義」（3）から（5）までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表1に掲げる軽微な工事に該当するものをいう。

(2) 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けるこという。

(3) 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することという。

(4) 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えるこという。

(5) 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等（技術基準を満たす上位又は下位能力の設備を含む。）を有するものに交換するこという。

(6) 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

(7) 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能性能等を有する状態に修復するこという。

(8) 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すこという。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2の規定に基づく消防設備等の設置届及び消防検査は、2「用語の定義」（2）から（6）までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

(1) 軽微な工事であっても、設置届を省略することはできない。

(2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結

果報告書、当該消防用設備等に関する図書及び写真等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができる。（軽微な工事と2「用語の定義」に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着工届を要する。）

3 運用上の留意事項について

消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、消防本部で保有する図面と相違が生じるため、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めるなど実態を把握するよう努めること。

別表1 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
消火器	粉末・強化液消火器のみ	粉末・強化液消火器のみ	既設の同種類のもの
漏電火災警報器	既設と同種類の変流器	既設と同種類の変流器、音響装置、受信機	既設と同種類の変流器、音響装置、受信機
非常警報設備	既設と同種類のもの	既設と同種類のもの	既設と同種類のもの
非常放送設備	スピーカー →既設と同種類のもので5個以内	スピーカー →既設と同種類のもので5個以内	スピーカー →既設と同種類のもので5個以内
避難器具（金属製固定はしご、救助袋、緩降機以外のもの）	該当なし	該当なし	既設と同種類のもの
誘導灯	5個以内	該当なし	既設と同種類のもの5個

附 則

- 1 この要領は令和4年7月29日から施行する。
- 1 その要領は令和6年4月1日から施行する。